

株 主 各 位

東京都港区赤坂八丁目5番26号  
E R I ホールディングス株式会社  
代表取締役社長 中澤 芳樹

## 第1回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第1回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成26年8月27日（水曜日）午後5時30分までに到着するようご返送くださいますようお願い申しあげます。

敬 具

記

1. 日 時 平成26年8月28日（木曜日）午前10時
2. 場 所 東京都港区南青山四丁目17番58号  
ホテル フロラシオン青山 3階 「孔雀の間」  
（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）
3. 目的事項  
報告事項
  1. 第1期（平成25年6月1日から平成26年5月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件  
（注）当社の第1期事業年度は平成25年12月2日から平成26年5月31日までであります。当連結会計年度は平成25年6月1日から平成26年5月31日までであります。
  2. 第1期（平成25年12月2日から平成26年5月31日まで）計算書類報告の件

### 決 議 事 項

第1号議案 取締役9名選任の件

第2号議案 取締役及び監査役の報酬等の額の決定の件

### 4. 招集にあたっての決定事項

議決権行使書面において、各議案に賛否の意思表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

以 上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <http://www.h-eri.co.jp>）に掲載させていただきます。

◎節電のため本総会は、クールビズ（軽装）スタイルで実施いたします。つきましては、株主の皆様におかれましても軽装でお越しいただくことをお勧めします。ご理解とご協力をお願いいたします。

(提供書面)

## 事 業 報 告

(平成25年6月1日から  
平成26年5月31日まで)

### 1. 企業集団の現況

当社は、平成25年12月2日に単独株式移転により日本E R I株式会社の完全親会社として設立されました。従いまして、当社の第1期事業年度は平成25年12月2日から平成26年5月31日までになりますが、当連結会計年度は日本E R I株式会社の連結計算書類を引き継いで作成しておりますので平成25年6月1日から平成26年5月31日までとなります。

また、単独株式移転の方法による株式移転のため、連結の範囲に実質的な変更はありませんので、参考として日本E R I株式会社の平成25年5月期の連結業績との比較を前期比として記載しております。

#### (1) 当連結会計年度の事業の状況

##### ① 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、政府による各種経済対策及び日本銀行による大規模な金融緩和を背景に、企業収益の改善や個人消費が底堅く推移するなど緩やかに回復を続けてまいりましたが、消費増税後の個人消費の反動減、アメリカの金融緩和縮小による影響、中国やその他新興国経済の動向、地政学リスクなど、不確実性は依然としてあり、引き続き先行きがやや不透明な状況で推移しました。

建築・住宅業界においては、新設住宅着工戸数は、消費増税前駆け込み需要、金利変動による消費者心理の変化及び復興関連需要により、堅調に推移したものの、年度の後半には消費増税前駆け込み需要の反動の影響がみられました。また、非住宅の建設投資についても同様の傾向にありました。なお、労務費・資材の高騰や技術者不足に加えて、2月に発生した豪雪被害による設備機器の納入遅れもあり、建築計画の遅延や中断が発生いたしました。

このような情勢の下、当社グループは新築住宅の分野においては、確認検査業務、住宅性能評価業務、住宅瑕疵担保責任保険の検査業務、長期優良住宅技術的審査業務などをワンストップで遂行すること及び全国ネットワーク体制の強化により、他機関との差別化を図り、また、当社グループのコア事業である確認検査業務の収益力を高めるために、大型建築物の受注強化を積極的に推進することを課題として取り組んでまいりました。また、建築物の耐震化、省エネ化、ストック活用、低炭素化への取り組みなど、新たな需要を的確に捉えて、

当社グループの相乗効果を発揮し、業績の向上に努めてまいりました。

この結果、当連結会計年度の業績は、住宅性能評価及び関連事業は減収となったものの、確認検査事業は売上を伸ばし、その他事業も増収となり、売上高は前期比4.8%増の12,509百万円となりました。営業費用は、今後の需要拡大に備えた人員増強に伴う人件費の増加、大型建築物の増加に伴う適合性判定手数料の増加等により前期比11.9%増の11,873百万円となり、営業利益は前期比51.9%減の635百万円、経常利益は前期比50.7%減の651百万円、提訴されていた訴訟に関する和解金等722百万円を訴訟関連損失に計上したこと等により、当期純損失41百万円（前期は当期純利益802百万円）となりました。

セグメントの状況は次のとおりであります。

#### 確認検査事業

大型建築物の受注強化の取り組みが奏功したこと等により順調に業務拡大してまいりました。しかしながら、戸建関連業務において消費税前駆け込み需要の反動による影響に加え、建築計画の遅延や中断の発生により下期に検査が減少した結果、売上高は前期比3.6%増の7,418百万円となり、営業利益は前期比60.4%減の269百万円となりました。

#### 住宅性能評価及び関連事業

長期優良住宅技術的審査業務が増収であったものの、住宅性能評価業務は戸建関連業務の売上が伸びなかったため、前年並みの水準にとどまり、また、平成24年7月に東日本大震災における被災地以外の住宅エコポイント制度が早期終了した結果、売上高は前期比4.7%減の3,000百万円となり、営業利益は前期比57.1%減の256百万円となりました。

#### その他

住宅瑕疵担保責任保険の検査業務及び耐震改修計画判定の業務等が軟調であったものの、景気回復に伴うソリューション業務の業務拡大、及び、昨年5月の株式取得により連結子会社とした株式会社東京建築検査機構の売上高が加わった結果、売上高は前期比28.9%増の2,091百万円となり、営業利益は前期比165.2%増の109百万円となりました。

### セグメント別売上高及び営業利益の状況

(単位：百万円)

	売上高	前期比 増減金額	前期比 増減率	営業利益	前期比 増減金額	前期比 増減率
確認検査事業	7,418	257	3.6%	269	△411	△60.4%
住宅性能評価及び 関連事業	3,000	△149	△4.7%	256	△341	△57.1%
その他	2,091	468	28.9%	109	68	165.2%
合計	12,509	576	4.8%	635	△685	△51.9%

## ② 設備投資の状況

当連結会計年度における設備投資の総額は93百万円であり、主なものは住宅性能評価申請書作成支援システム19百万円及び建築確認申請書作成プログラム13百万円等であります。

## ③ 資金調達の状況

当連結会計年度において、運転資金として金融機関から資金を調達しましたが、当連結会計年度末現在において当該借入金は全て返済しております。

また「従業員持株会信託型E S O P」の導入により、長期借入金を金融機関より240百万円調達いたしました。

## (2) 財産及び損益の状況

区 分 (単位)	平成22年度 (第12期)	平成23年度 (第13期)	平成24年度 (第14期)	平成25年度 (第1期) 当連結会計年度
売 上 高 (千円)	10,438,345	11,289,002	11,933,409	12,509,475
経 常 利 益 (千円)	1,046,952	1,310,702	1,319,329	651,065
当期純利益又は 当期純損失(△) (千円)	671,800	702,248	802,254	△41,242
1株当たり当期純利益 又は当期純損失(△) (円)	86.67	90.21	102.77	△5.33
総 資 産 (千円)	3,887,894	4,272,942	4,751,855	4,382,305
純 資 産 (千円)	1,683,150	2,169,981	2,718,688	2,199,996

- (注) 1. 参考として、第12期から第14期までの日本E R I株式会社の連結会計年度における数値を記載しております。
2. 第1期の状況については前記「事業の経過及びその成果」のとおりであります。
3. 日本E R I株式会社は、平成23年6月1日付にて普通株式1株につき300株の割合をもって株式分割を行っております。第12期の期首に当該株式が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益を算定しております。

### (3) 重要な親会社及び子会社の状況

#### ① 親会社との関係

該当ありません。

#### ② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
日本E R I株式会社	992,784千円	100.0%	確認検査事業、住宅性能評価及び関連事業等
株式会社 E R Iソリューション	80,000千円	100.0% (100.0%)	不動産取引等におけるデューデリジェンス事業等
株式会社 E R Iアカデミー	50,000千円	100.0% (100.0%)	建築士の定期講習等
株式会社 東京建築検査機構	100,000千円	94.6% (94.6%)	確認検査事業、性能評価事業、調査診断事業及び関連事業

(注) 議決権比率の( )内は、間接所有割合で内数であります。

### (4) 対処すべき課題

わが国経済は、平成25年度の消費増税前駆け込み需要や個人消費、住宅投資が景気を牽引し、併せて公共投資についても前年度補正予算の執行により改善がみられましたが、増税後の景気の反動が表れ始めています。外需については、海外経済の緩やかな改善を受けて回復傾向を示しておりますが、輸出の本格的な回復は平成26年度以降となる見通しです。

住宅・建築業界においては、民間住宅投資については消費増税前駆け込み需要と金利先高観を背景とした消費者心理の変化により平成25年度は緩やかな回復が継続しましたが、平成26年度は駆け込み需要の反動により減少に転じるとみられます。これに対し民間非住宅建設投資については、平成25～26年度ともに前年度比プラスで推移する見通しです。また、被災3県の建設投資動向は、公共工事受注額は復旧・復興事業により大幅な増加が続いていますが、技能労働者不足の常態化や資材価格の上昇等による入札不調が高水準で推移しており、それらの問題に対する取り組みにより、一日も早い復興が期待されております。

このような環境認識の下、当社グループの対処すべき課題は以下のとおりです。

- ① グループ全体の経営の機動性を高めるとともに、子会社の責任と権限を明確化することで、一層の企業価値向上に繋がります。
- ② 業界最大手かつ唯一の上場企業として、高い技術力を有する人材や持てるノウハウを有効に活用し、今後予想される業界再編に伴うM&Aについても前向きに対処し、新たな商圏を獲得することで、業容の維持・拡大を図ります。

持株会社傘下のグループ形成について柔軟な組織形態を早期に構築し、円滑な事業運営・事業リスクの分散、さらには周辺業務への事業展開を図ります。

- ③ 当社グループの全社員が、高い技術力に裏打ちされたサービスとしての意識を共有し、顧客満足度の向上を追求します。

なお、当社グループは、平成25年12月2日付で日本E R I株式会社単独による株式移転により純粋持株会社であるE R Iホールディングス株式会社を設立し傘下の事業会社が機動的かつ迅速な運営により事業展開を加速し、強固な収益体制を構築し、当社グループとしての企業価値の向上を図ります。

今後も、当社グループの経営理念である「7つの理念」の下に、「当社グループの信頼性向上」と「E R Iブランドの確立」にむけた取り組みを通じて、建築分野における専門的な第三者検査機関としての社会的使命を果たしてまいります。

## (5) 主要な事業内容（平成26年5月31日現在）

当社グループは、建築基準法及び住宅の品質確保の促進等に関する法律（住宅品質確保法）に基づく検査・評価業務を主たる事業とし、その他建築物の検査業務及びこれに付帯する一切の業務を営んでおります。

当社グループの主な事業内容は次のとおりであります。

### ① 確認検査事業

建築基準法に基づく建築物の確認検査機関として、建築確認業務、中間検査業務、完了検査業務を行っております。

### ② 住宅性能評価及び関連事業

住宅品質確保法に基づく住宅性能評価機関として、設計住宅性能評価業務、建設住宅性能評価業務を行っております。また関連事業として、長期優良住宅の認定に係る技術的審査、住宅エコポイント制度に係る証明業務を行っております。

### ③ その他

住宅瑕疵担保責任保険に係る保険法人からの受託業務、建築物の構造計算適合性判定、住宅金融支援機構融資住宅の審査・適合証明、建築基準法に基づく性能評価業務、建築物の型式適合認定、住宅型式性能認定、特別評価方法認定のための評価として試験業務、住宅省エネラベルの審査、省エネ法に基づく建築物調査、耐震診断・耐震改修計画の判定、低炭素建築物の技術的審査業務などを行っております。

また、不動産取引等におけるデューデリジェンス事業、インスペクション事業として既存住宅の評価業務、非破壊検査、施工監査業務、省エネ・環境関連事業、建築資金支払管理や、建築士定期講習、建築基準適合判定資格者検定の受験講座、建築技術者向けセミナーなどを実施しております。

## (6) 主要な営業所（平成26年5月31日現在）

① 本社 東京都港区

② 子会社

日本ERI株式会社	東京都港区
株式会社ERIソリューション	東京都港区
株式会社ERIアカデミー	東京都港区
株式会社東京建築検査機構	東京都中央区



(7) 企業集団の使用人の状況 (平成26年5月31日現在)

使 用 人 数	前連結会計年度末比増減
1,003 (86) 名	65名増 (1名増)

- (注) 1. 使用人数は就業人員 (当社グループから当社グループ外への出向者を除き、当社グループ外から当社グループへの出向者を含んでおります。) であり、臨時雇用者 (パートタイマー、人材派遣会社からの派遣社員を含みます。) の年間平均人員数を ( ) 内に記載しております。
2. 当社は設立第1期であるため、参考として日本E R I 株式会社の前連結会計年度末の使用人数との増減を記載しております。

(8) 主要な借入先 (平成26年5月31日現在)

借 入 先	借 入 金 残 高
三井住友信託銀行株式会社	185,808千円

- (注) 「従業員持株会信託型E S O P」による借入金であります。  
持株会信託は会計処理上当社と一体であるとの処理をしているため、上記に記載しておりません。詳細につきましては「連結注記表 7. 追加情報」をご参照ください。

## (9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

### 重要な訴訟事件等

当社の連結子会社である日本E R I株式会社（以下、「日本E R I」といいます。）は以下の事案で係争中であります。

- ① 平成21年11月5日、有限会社クレールベイサイドイタリア村（現有限会社クレールベイサイド。以下、「クレールベイサイド」といいます。）から提訴されていた、日本E R I他、設計事務所2社、建設会社2社、及びインテリア会社1社を被告とする損害賠償請求について、名古屋地方裁判所は、平成25年11月26日、日本E R Iに対する請求は全て棄却しました。クレールベイサイドは当該判決を不服として、平成25年12月11日、日本E R Iに対し控訴を提起（請求金額2億円及びこれに対する平成21年11月13日から支払済みまで年5分の割合の金員）、現在、名古屋高等裁判所において係争中であります。
- ② 平成22年6月22日、医療法人ワカサ会から、日本E R I他、設計・監理会社1社、建設会社1社を被告とする損害賠償請求（請求金額20億3,921万6,822円及び内金20億1,921万6,822円に対する訴状送達の日翌日から支払済みまで年5分の割合の金員）を広島地方裁判所において提訴され、現在係争中であります。
- ③ 平成21年4月27日、株式会社日本リート（以下、「日本リート」といいます。）から提訴されていた、日本E R I、設計事務所及び建築士等を被告とする損害賠償請求訴訟について、大阪地方裁判所は、平成24年3月29日、日本E R Iに対する請求は全て棄却しました。日本リートは当該判決を不服として、平成24年4月13日、日本E R Iに対し控訴を提起（請求金額4億7,790万1,063円及びこれに対する平成21年6月4日から支払済みまで年5分の割合の金員）していましたが、大阪高等裁判所は平成26年4月22日、日本E R Iに対し、日本リートへ1億4,764万3,138円及びこれに対する平成25年2月1日から支払済みまで年6分の割合による金員を支払うように命じ、その余の請求を棄却しました。日本E R Iは当該判決を不服として、平成26年4月25日、最高裁判所に対し、上告の提起及び上告受理の申立てを行っており、現在係争中であります。

当社といたしましては、いずれの訴訟においても当該損害賠償請求を受けるべき理由は無いものと考えており、裁判でその正当性を主張し解決を図っていく方針であります。

## 2. 会社の現況

### (1) 株式の状況（平成26年5月31日現在）

- ① 発行可能株式総数 28,500,000株
- ② 発行済株式の総数 7,832,400株
- ③ 株主数 3,080名
- ④ 大株主（上位10名）

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
E R I ホールディングス従業員持株会	633,100株	8.1%
鈴 木 崇 英	626,000株	8.0%
ミ サ ワ ホ ー ム 株 式 会 社	351,000株	4.5%
大 和 ハ ウ ス 工 業 株 式 会 社	351,000株	4.5%
パ ナ ホ ー ム 株 式 会 社	351,000株	4.5%
三 井 ホ ー ム 株 式 会 社	351,000株	4.5%
積 水 化 学 工 業 株 式 会 社	351,000株	4.5%
ノーザントラストカンパニーエイブイエフシーリフィデリティファンズ	325,200株	4.2%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	254,500株	3.2%
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社	240,000株	3.1%

(注) 持株比率については、自己株式(83株)を控除して算出しております。なお、本項における自己株式には、持株会信託が保有する当社株式133,200株は含まれておりません。

## (2) 会社役員の状況

### ① 取締役及び監査役の状況（平成26年5月31日現在）

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
取締役会長	鈴木 崇 英	一般社団法人住宅性能評価・表示協会 代表理事 一般財団法人建築行政情報センター 理事 日本E R I 株式会社 取締役会長
代表取締役社長	中 澤 芳 樹	日本E R I 株式会社 代表取締役社長
代表取締役専務	馬 野 俊 彦	日本E R I 株式会社 代表取締役専務
代表取締役専務	増 田 明 世	経営企画グループ長 日本E R I 株式会社 代表取締役専務 株式会社E R I ソリューション 取締役
取締役	横 瀬 弘 明	日本E R I 株式会社 取締役 株式会社E R I ソリューション 代表取締役社長
取締役	堂 山 俊 介	日本E R I 株式会社 取締役
取締役	深 田 良 雄	日本E R I 株式会社 取締役
取締役	此 川 和 夫	人事グループ長 日本E R I 株式会社 取締役 株式会社E R I アカデミー 取締役
取締役	内 田 和 成	早稲田大学大学院商学研究科 教授 早稲田大学ビジネススクール 教授 ライフネット生命保険株式会社 社外取締役 三井倉庫株式会社 社外取締役 キュービー株式会社 社外監査役
常勤監査役	金 澤 秀 一	日本E R I 株式会社 常勤監査役
監査役	大 塚 和 彦	日本E R I 株式会社 監査役 株式会社E R I ソリューション 監査役 株式会社東京建築検査機構 監査役
監査役	山 宮 慎一郎	弁護士 日本E R I 株式会社 社外監査役
監査役	太 田 裕 士	公認会計士 太田裕士事務所代表 日本E R I 株式会社 社外監査役

- (注) 1. 取締役内田和成氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 監査役山宮慎一郎氏及び監査役太田裕士氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
3. 監査役大塚和彦氏は、長年にわたり当社他の経理財務部門の責任者などを歴任しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 監査役太田裕士氏は公認会計士であり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 取締役内田和成氏及び監査役山宮慎一郎氏、太田裕士氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

② 取締役及び監査役の報酬等の総額

区 分	支給人員	支給額
取締役 (うち社外取締役)	9名 (1)	102,060千円 ( 3,780)
監査役 (うち社外監査役)	4 (2)	17,220 ( 4,200)
合 計	13	119,280

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。  
 2. 当社の設立日である平成25年12月2日から平成26年5月31日までの支給額であります。  
 3. 当社設立の日から最初の定時株主総会終結の時点までの取締役の報酬限度額は、定款附則第2条において年額200,000千円以内と定めております。  
 4. 当社設立の日から最初の定時株主総会終結の時点までの監査役の報酬限度額は、定款附則第2条において年額50,000千円以内と定めております。

### ③ 社外役員に関する事項

#### イ. 重要な兼職先と当社との関係

- ・取締役内田和成氏は、早稲田大学大学院商学研究科教授、早稲田大学ビジネススクール教授、ライフネット生命保険株式会社社外取締役、三井倉庫株式会社社外取締役及びキューピー株式会社社外監査役を兼職しております。当社と兼職先との間には特別な関係はありません。
- ・監査役山宮慎一郎氏は、ビングラム・坂井・三村・相澤法律事務所（外国法共同事業）の弁護士であります。同事務所と当社との間には特別な関係はありません。
- ・監査役太田裕士氏は、東陽監査法人及び公認会計士太田裕士事務所の公認会計士であります。同監査法人及び同事務所と当社との間には、いずれも特別な関係はありません。

#### ロ. 当事業年度における主な活動状況

- ・取締役会及び監査役会への出席状況

	取締役会（8回開催）		監査役会（6回開催）	
	出席回数	出席率	出席回数	出席率
取締役 内田和成	7回	88%		
監査役 山宮慎一郎	8	100	6回	100%
監査役 太田裕士	8	100	6	100

（注）当社の設立日である平成25年12月2日から平成26年5月31日までの活動状況であります。

- ・取締役会及び監査役会における発言状況

取締役内田和成氏は、企業経営者としての豊富な経験と幅広い知見に基づき議案の審議に適宜発言を行っております。

監査役山宮慎一郎氏は、主に弁護士としての専門的見地から法律上の事業リスクやコンプライアンス体制等について助言・提言を行っております。

監査役太田裕士氏は、主に公認会計士としての専門的見地から財務・会計等について助言・提言を行っております。

#### ハ. 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、7,000千円又は法令が定める額のいずれか高い額としております。

### (3) 会計監査人の状況

① 名称 有限責任 あずさ監査法人

② 報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	8,200千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	34,200千円

- (注) 1. 当社の子会社のうち、日本E R I株式会社は、有限責任 あずさ監査法人の監査を受けております。
2. 当社及び(注) 1.の子会社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

③ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

取締役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、監査役会の同意を得たうえで、又は、監査役会の請求に基づいて、会計監査人の解任又は不再任を株主総会の会議の目的とすることといたします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の合意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

④ 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人である有限責任 あずさ監査法人は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、善意でかつ重大な過失がないときは、20,000千円又は会計監査人としての在職中の報酬その他の職務執行の対価、もしくは受けるべき財産上の利益の額の事業年度ごとの合計額のうち最も高い額に二を乗じて得た額のいずれか高い額としております。

#### (4) 業務の適正を確保するための体制

当社は、取締役の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他当社及びグループ各社の業務の適正を確保するための体制について、以下のとおり、整備しております。

##### ① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

イ. 役職員の職務の執行が法令及び定款に適合し、かつ社会的責任及び企業倫理を果たすため、「E R I グループ倫理に関する規定」を定めており、法令遵守を経営の最重要課題と位置付け、グループ各社の全役職員に周知徹底する。

ロ. コンプライアンス担当役員を置き、総務グループをコンプライアンス担当部署とする。コンプライアンス担当役員は、コンプライアンス担当部署からの補佐や社長の下に設置されたグループコンプライアンス委員会の諮問等を受けて、グループ全体のコンプライアンスを推進し統括管理する。

ハ. 内部監査を所管する監査グループの陣容をより充実化させ、事業活動の全般にわたる管理・運営の制度及び業務の遂行状況を合法性と合理性の観点から検討・評価し、会社財産の保全及び経営効率性の向上を図る。また、監査結果はグループ経営会議において報告をする。

ニ. 当社及びグループ各社で役職員に対するコンプライアンス研修を、新人研修を始めとして行うこと等により、コンプライアンスの知識を高め、グループ全体にコンプライアンスを尊重する企業風土、意識の醸成を図る。

##### ② 取締役の職務の執行にかかる情報の保存及び管理に関する体制

重要な意思決定・報告等の保存及び管理に関しては、別途定められた文書の作成・保存・廃棄に関する「文書管理規程」及び「稟議規程」に従う。

保管場所は「文書管理規程」に定めるところによるが、取締役又は監査役から閲覧の要請があった場合、本社において閲覧が可能となるものでなければならない。

##### ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

グループ全体のリスク状況への対応については、別途定められた「緊急事態対策規程」に基づきグループの各部署への浸透を図る。

各部署の所管業務に付随するリスク管理は当該部署が行い、各部署の長は、定期的にリスク管理の状況を取締役等に報告する。

##### ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会は目標の明確な付与等を通じて市場競争力の強化を図るために、当



社及びグループ各社の目標値を年度予算として策定し、それに基づく業績管理を行うとともに、別途定める社内規程に基づく、職務権限及び意思決定ルールにより、適正かつ効率的に職務の執行が行われる体制をとる。

- ⑤ 当該株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

「E R I グループ倫理に関する規定」をグループ・コンプライアンス・ポリシーとして、グループ全体のコンプライアンス体制の構築に努め、リスク管理体制を適切に構築し運用する。

子会社管理の担当部署は経営企画グループとし、「関係会社規程」に基づいて子会社の状況に応じて必要な管理を行う。

取締役会専決事項を除く企業集団全体に影響を及ぼす重要事項については、多面的な検討を行うための仕組みとして、代表取締役社長、常勤の取締役、グループ会社社長等で構成されるグループ経営会議を組織し、審議する。

監査グループは「内部監査規程」に基づき、グループ全体の監査を実施する。

- ⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制

監査役は、その職務の執行に必要な場合は、監査グループ所属員に監査役の職務の遂行の補助を委嘱し、必要な事項を命令することができる。

- ⑦ 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

補助すべき使用人が兼任で監査役補助職務を担う場合には、監査役の補助使用人に対する指揮命令に関し、取締役以下補助使用人の属する組織の上長等の指揮命令を受けないものとする。

該当使用人の人事異動・評価等を行う場合は、予め監査役会に相談し、その意見を尊重する。

- ⑧ 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

取締役及び使用人は、グループ全体又はグループ各社に著しい損害を与える事実が発生し、又は発生する恐れがあるとき、当社及びグループ各社の役職員による違法又は不正な行為を発見したとき、その他管理情報、内部統制の状況等につき、監査役に報告する。

また、監査役会は必要に応じ、いつでも役職員に報告を求めることができるものとする。

⑨ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

役職員の監査役監査に対する認識及び理解を深め、監査役監査の環境を整備するよう努めるとともに、代表取締役及び会計監査人との定期的な意見交換、また監査グループとの連携を図り、適切な意思疎通及び効果的な監査業務の遂行を図る。

⑩ 反社会的勢力排除に向けた基本的な体制

当社グループは社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的団体や個人に対して社会常識と正義感を持ち、毅然とした態度で対応し、一切の関係を持たないことを基本方針とする。

平素より、警察、顧問弁護士との連絡を密にし、反社会的勢力対応をしており、不当な資金の提供及び便宜供与等の不当要求に屈することなく、これを断固として拒絶する。

(5) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主への利益還元を経営の重要な課題ととらえておりますが、配当政策については企業体質の強化と将来の事業展開のために内部留保の充実を図るとともに、業績に応じて中間配当及び期末配当として年2回、継続的に配当を行うことを基本方針としており、業績を勘案しながら連結配当性向30%程度を確保することを目処に株主への利益還元を行ってゆく所存であります。

また、定款に、会社法第459条第1項に基づき、剰余金の配当等を取締役会の決議により行う旨の定めを設けております。

当事業年度の配当につきましては、期末配当として取締役会決議を経て17円を実施いたしました。その結果、年間配当は日本E R I株式会社による中間配当17円を加え1株当たり34円となりました。

なお、内部留保資金の用途については、業務体制を強化し競争力を高めるため有効に投資してまいります。

---

本事業報告中の記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨て、比率及び1株当たり情報については四捨五入して表示しております。

## 連結貸借対照表

(平成26年5月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
<b>流動資産</b>	<b>3,372,784</b>	<b>流動負債</b>	<b>1,768,463</b>
現金及び預金	1,851,892	未払金	287,275
売掛金	486,888	未払費用	593,629
有価証券	100,020	未払法人税等	4,681
仕掛品	339,177	前受金	707,308
繰延税金資産	170,934	その他	175,568
その他	424,434	<b>固定負債</b>	<b>413,845</b>
貸倒引当金	△565	長期借入金	185,808
<b>固定資産</b>	<b>1,009,520</b>	退職給付に係る負債	104,977
<b>有形固定資産</b>	<b>123,440</b>	長期未払金	123,060
建物	73,759	<b>負債合計</b>	<b>2,182,308</b>
工具器具備品	49,680	<b>純資産の部</b>	
<b>無形固定資産</b>	<b>110,134</b>	<b>株主資本</b>	<b>2,194,949</b>
ソフトウェア	107,865	資本金	992,784
その他	2,269	資本剰余金	26,304
<b>投資その他の資産</b>	<b>775,945</b>	利益剰余金	1,349,091
投資有価証券	100,006	<b>自己株式</b>	<b>△173,230</b>
差入保証金	444,951	少数株主持分	5,046
供託金	135,000		
繰延税金資産	39,699		
その他	56,505		
貸倒引当金	△218	<b>純資産合計</b>	<b>2,199,996</b>
<b>資産合計</b>	<b>4,382,305</b>	<b>負債・純資産合計</b>	<b>4,382,305</b>

# 連結損益計算書

(平成25年6月1日から  
平成26年5月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		12,509,475
売 上 原 価		9,217,055
売 上 総 利 益		3,292,419
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		2,656,883
営 業 利 益		635,536
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	4,241	
受 取 保 険 配 当 金	8,623	
受 取 手 数 料	5,438	
雑 収 入	4,585	22,888
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	3,047	
支 払 手 数 料	3,000	
雑 損 失	1,312	7,359
経 常 利 益		651,065
特 別 利 益		
受 取 保 険 金	100,000	100,000
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	1,757	
訴 訟 関 連 損 失	722,000	723,757
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		27,307
法 人 税 ・ 住 民 税 及 び 事 業 税	65,190	
法 人 税 等 調 整 額	4,789	69,979
少 数 株 主 損 益 調 整 前 当 期 純 損 失		42,672
少 数 株 主 損 失		1,429
当 期 純 損 失		41,242

## 連結株主資本等変動計算書

(平成25年6月1日から  
平成26年5月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本 合計
当 期 首 残 高	992,784	26,304	1,687,962	△70	2,706,980
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△297,628		△297,628
当 期 純 損 失			△41,242		△41,242
自 己 株 式 の 取 得				△239,720	△239,720
自 己 株 式 の 処 分				66,560	66,560
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当 期 変 動 額 合 計	—	—	△338,870	△173,160	△512,030
当 期 末 残 高	992,784	26,304	1,349,091	△173,230	2,194,949

	少 数 株 主 持 分	純資産合計
当 期 首 残 高	11,707	2,718,688
当 期 変 動 額		
剰 余 金 の 配 当		△297,628
当 期 純 損 失		△41,242
自 己 株 式 の 取 得		△239,720
自 己 株 式 の 処 分		66,560
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△6,660	△6,660
当 期 変 動 額 合 計	△6,660	△518,691
当 期 末 残 高	5,046	2,199,996

## 連結注記表

### 1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項等

#### (1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の状況

- ・連結子会社の数 4社
- ・連結子会社の名称 日本ERI株式会社  
株式会社ERIソリューション  
株式会社ERIアカデミー  
株式会社東京建築検査機構

#### (2) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、株式会社東京建築検査機構の決算日は3月31日でありませ

ず。連結計算書類の作成にあたっては、同日現在の計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

その他の連結子会社の決算日は、連結決算日と同一であります。

#### (3) 会計処理基準に関する事項

##### ① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. 有価証券

満期保有目的の債券 償却原価法（定額法）を採用しております。

ロ. たな卸資産

仕掛品

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）によっております。

##### ② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産

定率法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 8年～22年

工具器具備品 2年～20年

ロ. 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

### ③ 重要な引当金の計上基準

#### 貸倒引当金

債権等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

### ④ のれんの償却方法及び償却期間

5年間で均等償却しております。

### ⑤ その他連結計算書類作成のための重要な事項

#### イ. 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によりしております。なお、資産に係る控除対象外消費税等は当連結会計年度の負担すべき期間費用として処理しております。

#### ロ. 退職給付に係る負債の計上基準

従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務（簡便法）に基づき計上しております。

## 2. 連結貸借対照表に関する注記

### (1) 有形固定資産の減価償却累計額

157,285千円

### (2) 偶発債務

#### (重要な訴訟事件)

平成24年4月13日付にて、株式会社日本リートから控訴を提起されていた、当社の連結子会社である日本E R I株式会社に対する損害賠償請求訴訟について、平成26年4月22日に大阪高等裁判所より、損害賠償金147,643千円及びこれに対する遅延損害金（平成25年2月1日から支払済みまで年6分の割合による金員）の支払いを命ずる判決を受けました。

当社といたしましては、当該損害賠償請求を受けるべき理由はないものと考えており、裁判でその正当性を主張し解決を図っていく方針の下、平成26年4月25日に最高裁判所へ上告及び上告受理の申立てをしております。

なお、当該判決には仮執行宣言が付されており、強制執行停止のため、平成26年4月25日に135,000千円を供託しております。

### 3. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

#### (1) 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	7,832,400株	—	—	7,832,400株

#### (2) 自己株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	83株	184,400株	51,200株	133,283株

- (注) 1. 当連結会計年度末の株式数には、持株会信託が所有する当社株式133,200株を含めて記載しております。
2. 増加の内訳は、持株会信託による当社株式の取得による増加184,400株であります。
3. 減少の内訳は、持株会信託による当社株式の売却による減少51,200株であります。

#### (3) 配当に関する事項

##### ① 配当金支払額

当社は平成25年12月2日に単独株式移転により設立された完全親会社であるため、配当金の支払額は下記の完全子会社の取締役会において決議された金額であります。

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成25年7月9日取締役会 (注) 1	普通株式 (日本E R I(株))	164,478	21	平成25年5月31日	平成25年7月31日
平成25年12月27日取締役会 (注) 2	普通株式 (日本E R I(株))	133,149	17	平成25年11月30日	平成26年1月31日

- (注) 1. 1株当たり配当額21円には、東証一部指定記念配当5円を含んでおります。
2. 配当金の総額には、持株会信託に対する配当金2,976千円が含まれております。

##### ② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成26年7月8日取締役会	普通株式	利益剰余金	133,149	17	平成26年5月31日	平成26年7月31日

- (注) 配当金の総額には、持株会信託に対する配当金2,264千円が含まれております。

### 4. 金融商品に関する注記

#### (1) 金融商品の状況に関する事項

##### ① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については主に短期的な預金等とし、一部を安全性の高い金融資産としており、また、資金調達については銀行借入等による方針であります。

##### ② 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である売掛金に係る顧客の信用リスクは、与信・売掛債権管理規程に沿ってリスク低減を図っております。

投資有価証券に係る市場リスクは、資金運用規程に沿ってリスク低減を図って



おります。

営業債務である未払金は、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。また、運転資金として短期借入金を利用しております。これらの支払に係る流動性リスクは、月次に資金計画を作成するなどの方法により管理しております。長期借入金の資金使途は従業員持株会信託型E S O P導入に伴う信託口における金融機関からの借入金であります。なお、変動金利のため金利変動リスクに晒されております。

## (2) 金融商品の時価等に関する事項

平成26年5月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません。（注）2. 参照）

	連結貸借対照表計上額(※) (千円)	時価(※) (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	1,851,892	1,851,892	—
(2) 売掛金	486,888	486,888	—
(3) 有価証券及び投資有価証券 満期保有目的の債券	200,027	201,929	1,901
(4) 未払金	(287,275)	(287,275)	—
(5) 長期借入金	(185,808)	(185,808)	—
(6) 未払法人税等	(4,681)	(4,681)	—

(※) 負債に計上されているものについては、( ) で示しております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法に関する事項

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金、(4) 未払金、及び(6) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 有価証券及び投資有価証券の時価は、取引金融機関から提示された価格によっております。

(5) 長期借入金は、短期間で市場金利を反映する変動金利であることから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	連結貸借対照表計上額(※) (千円)
差入保証金 (* 1)	444,951
供託金 (* 2)	135,000
長期未払金 (* 3)	(123,060)

(※) 負債に計上されているものについては、( ) で示しております。

(\* 1) 市場価格がなく償還予定時期を合理的に見積ることができず、時価を把握することが極めて困難と認められることから、時価開示の対象とはしておりません。

(\* 2) 強制執行停止のために供託しているものであり、償還予定時期を見積ることができず、時価を把握することが困難なため、時価開示の対象とはしておりません。

(\* 3) 役員退職慰労金の打ち切り支給に係る債務であり、当該役員の退職時期が特定されておらず時価の算定が困難なため、時価開示の対象とはしておりません。

## 5. 1株当たり情報に関する注記

- |                  |         |
|------------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額    | 285円09銭 |
| (2) 1株当たり当期純損失金額 | 5円33銭   |

## 6. 企業結合等に関する注記

共通支配下の取引等

(単独株式移転)

### (1) 取引の概要

日本E R I株式会社の取締役会（平成25年7月9日）及び定時株主総会（平成25年8月29日）において、単独株式移転により持株会社「E R Iホールディングス株式会社」を設立することを決議し、平成25年12月2日に設立いたしました。

#### ①結合当事企業の名称及び事業の内容

結合当事企業の名称：日本E R I株式会社

事業の内容：確認検査事業、性能評価及び関連事業

#### ②企業結合日

平成25年12月2日

#### ③企業結合の法的形式

単独株式移転による持株会社設立

#### ④結合後企業の名称

E R Iホールディングス株式会社

#### ⑤企業結合の目的

当社グループは、「建築や住宅に関する安全・安心の確保」という社会的な使命を果たしつつ、お客様からの信頼を積み重ねることにより、「建築分野の第三者検査機関のリーディングカンパニー」として、消費者やお客様から指名される会社となることを目指しております。

当社グループでは我々の属する今後の業界の状況を、短期的には消費増税後の住宅着工戸数の一時的な減少、中長期的には有資格者である社員の高齢化や後継者不足等の人材不足が顕現化することになると想定しており、競争環境が一層厳しくなるものと考えております。

かかる状況の下、当社グループは、業界最大手かつ唯一の上場企業グループとして、高い技術力を有する人材や持てるノウハウを有効に活用することで新たな商圏を獲得し、業容を拡大する機会が増えるものと考えております。こうした機会に機動的に対処していくためには、持株会社傘下のグループ形成という柔軟な組織形態を構築し、タイムリーなM&Aの実施やその後の円滑な事業運営・事業リスクの分散、更には周辺業務への事業展開を推進していくことが当社グループの持続的な成長に不可欠と考え、持株会社制へ移行いたしました。

当社ではグループ全体の統括会社として、経営戦略立案機能を担い、スピード感のあるグループ戦略を実現することで、企業価値を増大させるとともに、経営理念の「建築や住宅に関する安全・安心の確保」を実現することで、社会に貢献してまいります。

## (2)実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成20年12月26日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 平成20年12月26日）に基づき、共通支配下の取引として処理しております。

## 7. 追加情報

（従業員持株会信託型E S O Pに係る会計処理）

当社子会社である日本E R I株式会社は、平成25年10月8日開催の取締役会の決議により、従業員持株会を活用した中長期的な企業価値向上と、福利厚生 の 拡 充 を 目 的 と し た イ ン セ ン テ ィ ブ ・ プ ラ ン と し て、「従業員持株会信託型E S O P」（以下「本制度」といいます。）を導入しました。平成25年12月2日付の単独株式移転による持株会社設立に伴い、運営主体を当社に変更するとともに現物配当によりE S O P信託財産が当社に移管されました。

本制度では、当社が「E R I ホールディングス従業員持株会」（以下、「持株会」といいます。）に加入する全ての従業員のうち、一定の要件を充足する者を受益者とする信託（以下、「持株会信託」といいます。）を設定し、持株会信託は今後約2年半にわたり持株会が取得すると見込まれる数の当社株式を、銀行から取得資金の借入を行ったうえで、株式市場から予め取得します。その後、持株会信託は持株会が定期的に行う当社株式の取得に際して、当社株式を持株会に売却していきます。持株会に対する当社株式の売却を通じて売却益相当額が累積した場合には、これを残余財産として受益者要件を充足する従業員に対して分配します。

なお、当社は、持株会信託が当社株式を取得するための借入に対して補償を行うため、当社株価の下落により、持株会信託が借入債務を完済できなかった場合には、当社が借入先銀行に対して残存債務を弁済するため、従業員への追加負担はありません。

当該株式の取得、処分に関する会計処理については、当社が持株会信託の債務を保証しており、経済的実態を重視した保守的な観点から、当社と持株会信託は一体であるとする会計処理を行っております。従って持株会信託が所有する当社株式や持株会信託の資産及び負債並びに費用及び収益についても連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結株主資本等変動計算書に含めて計上しております。

なお、当連結会計年度末に持株会信託が所有する当該株式数は133,200株、帳簿価額は173,160千円であります。

(法人税率の変更等による影響)

「所得税法等の一部を改正する法律」(平成26年法律第10号)が平成26年3月31日に公布され、平成26年4月1日以後に開始する連結会計年度から復興特別法人税が課されないこととなりました。これに伴い、当連結会計年度の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用した法定実効税率は、平成26年6月1日に開始する連結会計年度に解消が見込まれる一時差異等について、従来の37.8%から35.4%に変更されております。

その結果、繰延税金資産の純額が12,498千円減少し、当連結会計年度に計上された法人税等調整額の金額が12,498千円増加しております。

# 貸借対照表

(平成26年5月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	858,697	流動負債	26,255
現金及び預金	663,843	未払金	7,074
未収入金	38,880	未払費用	2,018
前払費用	4,124	預り金	6,751
繰延税金資産	1,122	その他	10,411
その他	150,727	固定負債	185,808
固定資産	2,348,732	長期借入金	185,808
投資その他の資産	2,348,732	負債合計	212,063
関係会社株式	2,343,976	純資産の部	
その他	4,756	株主資本	2,995,366
		資本金	992,784
		資本剰余金	1,360,141
		資本準備金	26,304
		その他資本剰余金	1,333,837
		利益剰余金	815,671
		その他利益剰余金	815,671
		繰越利益剰余金	815,671
		自己株式	△173,230
		純資産合計	2,995,366
資産合計	3,207,430	負債・純資産合計	3,207,430

# 損 益 計 算 書

(平成25年12月2日から  
平成26年5月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
営 業 収 益		1,016,000
営 業 費 用		187,537
営 業 利 益		828,462
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	94	
雑 収 入	0	94
営 業 外 費 用		
支 払 手 数 料	2,500	2,500
経 常 利 益		826,056
税 引 前 当 期 純 利 益		826,056
法 人 税 ・ 住 民 税 及 び 事 業 税	11,507	
法 人 税 等 調 整 額	△1,122	10,385
当 期 純 利 益		815,671

## 株主資本等変動計算書

（平成25年12月2日から  
平成26年5月31日まで）

（単位：千円）

	株 主 資 本			
	資 本 金	資 本 剰 余 金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当 期 首 残 高	—	—	—	—
当 期 変 動 額				
株式移転による増加	992,784	26,304	1,333,837	1,360,141
当 期 純 利 益				
自己株式の取得				
自己株式の処分				
当 期 変 動 額 合 計	992,784	26,304	1,333,837	1,360,141
当 期 末 残 高	992,784	26,304	1,333,837	1,360,141

	株 主 資 本				純資産合計
	利 益 剰 余 金		自己株式	株 主 資 本 合 計	
	その他利益剰余金	利益剰余金計			
当 期 首 残 高	—	—	—	—	—
当 期 変 動 額					
株式移転による増加				2,352,926	2,352,926
当 期 純 利 益	815,671	815,671		815,671	815,671
自己株式の取得			△227,700	△227,700	△227,700
自己株式の処分			54,470	54,470	54,470
当 期 変 動 額 合 計	815,671	815,671	△173,230	2,995,366	2,995,366
当 期 末 残 高	815,671	815,671	△173,230	2,995,366	2,995,366

## 個別注記表

### 1. 重要な会計方針に係る事項

#### (1) 資産の評価基準及び評価方法

有価証券

子会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

#### (2) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

### 2. 貸借対照表に関する注記

関係会社に対する金銭債権及び金銭債務は次のとおりであります。

短期金銭債権	38,880千円
--------	----------

短期金銭債務	4,707千円
--------	---------

### 3. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業収益	1,016,000千円
------	-------------

営業費用	10,800千円
------	----------

### 4. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の数に関する事項

普通株式	133,283株
------	----------

(注) 持株会信託が所有する当社株式133,200株を含めて記載しております。



## 5. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

未払事業税 1,122千円

繰延税金資産合計 1,122千円

## 6. 関連当事者との取引に関する注記

種類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
子会社	日本 E R I 株式会社	(所有) 直接100%	経営管理 役員の兼任他	経営指導料 (注)2	216,000	未収入金	38,880

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 1. 上記金額の取引金額には消費税等は含まれておりません。期末残高には消費税等を含めております。

2. 経営指導に関する契約に基づき合理的に決定しております。

## 7. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額 389円05銭

(2) 1株当たり当期純利益金額 106円05銭

## 8. 重要な後発事象に関する注記

### 子会社の異動

当社は、平成26年5月13日開催の取締役会において、当社の完全子会社である日本E R I株式会社（以下、「日本E R I」といいます。）が保有する子会社株式の一部を現物配当により取得することを決議し、平成26年6月2日に実施いたしました。これにより、当社は、当該孫会社の株式を取得することとなり、子会社の異動が生じました。

#### (1) 異動の内容

当社は、平成25年12月2日に株式移転により日本E R Iの完全親会社として設立されました。

本異動は、グループ組織再編の一環として、グループ全体の経営の機動性を高めるとともに、子会社の責任と権限を明確化することで、一層の企業価値向上に繋げることを目的としており、日本E R Iの子会社2社を当社の直接の子会社とするものです。

#### (2) 日本E R Iの剰余金の処分について

日本E R Iは、繰越利益剰余金を原資として、剰余金の配当（現物配当）を実施いたしました。

##### ①当社に対する配当財産の種類及び帳簿価額の総額

当社に対する配当財産の種類は、金銭以外の財産（普通株式）であり、日本E R Iの直前帳簿価額として、以下のとおりとなりました。

会社名	持株	帳簿価額
株式会社E R Iソリューション	3,300株	78,372千円
株式会社東京建築検査機構	6,250株	83,270千円

##### ②当社に対する配当財産の割り当てに関する事項

日本E R Iの株主総会開催時点において、議決権割合の100%を保有する株主である当社に対して、配当財産の全てが割り当てられます。

##### ③当社に対する当該剰余金の配当が効力を生ずる日

平成26年6月2日（月）

## 9. 企業結合等に関する注記

共通支配下の取引等

(単独株式移転)

連結注記表の「6. 企業結合等に関する注記」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

## 10. 追加情報

(従業員持株会信託型E S O Pに係る会計処理)

当社子会社である日本E R I株式会社は、平成25年10月8日開催の取締役会の決議により、従業員持株会を活用した中長期的な企業価値向上と、福利厚生 の 拡 充 を 目 的 と し た イ ン セ ン テ ィ ブ ・ プ ラ ン と し て、「従業員持株会信託型E S O P」(以下「本制度」といいます。)を導入しました。平成25年12月2日付の単独株式移転による持株会社設立に伴い、運営主体を当社に変更するとともに現物配当によりE S O P信託財産が当社に移管されました。

本制度では、当社が「E R Iホールディングス従業員持株会」(以下、「持株会」といいます。)に加入する全ての従業員のうち、一定の要件を充足する者を受益者とする信託(以下、「持株会信託」といいます。)を設定し、持株会信託は今後約2年半にわたり持株会が取得すると見込まれる数の当社株式を、銀行から取得資金の借入を行ったうえで、株式市場から予め取得します。その後、持株会信託は持株会が定期的に行う当社株式の取得に際して、当社株式を持株会に売却していきます。持株会に対する当社株式の売却を通じて売却益相当額が累積した場合には、これを残余財産として受益者要件を充足する従業員に対して分配します。

なお、当社は、持株会信託が当社株式を取得するための借入に対して補償を行うため、当社株価の下落により、持株会信託が借入債務を完済できなかった場合には、当社が借入先銀行に対して残存債務を弁済するため、従業員への追加負担はありません。

当該株式の取得、処分に関する会計処理については、当社が持株会信託の債務を保証しており、経済的実態を重視した保守的な観点から、当社と持株会信託は一体であるとする会計処理を行っております。従って持株会信託が所有する当社株式や持株会信託の資産及び負債並びに費用及び収益についても貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書に含めて計上しております。

なお、当事業年度末に持株会信託が所有する当該株式数は133,200株、帳簿価額は173,160千円であります。

# 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

## 独立監査人の監査報告書

平成26年7月25日

E R Iホールディングス株式会社  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 池谷 修一 ㊞  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 佐久間 清光 ㊞  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、E R Iホールディングス株式会社の平成25年6月1日から平成26年5月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、E R Iホールディングス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 会計監査人の監査報告書 謄本

## 独立監査人の監査報告書

平成26年7月25日

E R I ホールディングス株式会社  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 池谷 修一 ㊞  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 佐久間 清光 ㊞  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、E R I ホールディングス株式会社の平成25年12月2日から平成26年5月31日までの第1期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 監査役会の監査報告書 謄本

## 監 査 報 告 書

平成26年8月4日

E R I ホールディングス株式会社  
代表取締役社長 中澤 芳樹 殿

E R I ホールディングス株式会社 監査役会

常勤監査役 金 澤 秀 一 ⑩

監 査 役 大 塚 和 彦 ⑩

監 査 役 山 宮 慎一郎 ⑩

監 査 役 太 田 裕 士 ⑩

当監査役会は、平成25年12月2日から平成26年5月31日までの第1期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役より監査の方法及び結果の報告を受け、審議の結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

なお、当社は平成25年12月2日に単独株式移転により日本E R I株式会社の完全親会社となり連結計算書類を引き継いでおりますので、平成25年6月1日から平成25年12月1日までの当社グループの事業内容、連結計算書類も監査の対象といたしました。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、平成25年度（第1期事業年度）監査計画を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査規程に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、監査グループその他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び監査グループ等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な支店において業務及び財産の状況を調査いたしました。

また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する内容及び整備されている体制（内部統制システム）の状況を確認いたしました。子会社については、子会社の役員等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(注) 山宮慎一郎及び太田裕士の両監査役は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

## 株主総会参考書類

### 議案及び参考事項

#### 第1号議案 取締役9名選任の件

取締役9名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役9名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位、担当 及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
1	すずき たかひで  鈴木 崇 英 (昭和17年6月7日)	平成11年11月 日本E R I 株式会社設立、代表取締役会長 平成14年6月 同社代表取締役社長 平成14年11月 同社取締役会長 平成16年2月 同社代表取締役社長 平成20年12月 一般社団法人住宅性能評価・表示協会 代表理事(現任) 平成21年4月 一般財団法人建築行政情報センター 理事(現任) 平成21年6月 日本E R I 株式会社代表取締役会長 平成24年8月 同社取締役会長(現任) 平成25年12月 当社取締役会長 現在に至る	626,000株
2	なかざわ よしき  中 澤 芳 樹 (昭和26年5月5日)	平成12年4月 日本E R I 株式会社入社 平成12年5月 同社取締役 平成13年5月 同社常務取締役 平成14年11月 同社代表取締役社長 平成16年2月 同社代表取締役副社長 平成21年6月 同社代表取締役社長(現任) 平成25年12月 当社代表取締役社長 現在に至る	234,400株
3	うま の としひこ  馬 野 俊 彦 (昭和39年3月15日)	平成14年1月 日本E R I 株式会社入社 平成14年11月 同社執行役員 平成15年4月 同社上級執行役員 平成17年6月 同社取締役 平成21年6月 同社常務取締役 平成24年8月 同社代表取締役専務(現任) 平成25年12月 当社代表取締役専務 現在に至る	22,700株



候補者 番号	氏 名  (生 年 月 日)	略歴、当社における地位、担当 及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
4	ますだ あきよ 増田 明世 (昭和33年7月28日)	平成15年4月 日本E R I 株式会社入社 平成15年7月 同社執行役員 平成17年6月 同社取締役 平成23年8月 同社常務取締役 平成24年8月 同社代表取締役専務(現任) 平成24年8月 株式会社E R I ソリューション取締 役(現任) 平成25年12月 当社代表取締役専務経営企画グルー プ長 現在に至る	21,400株
5	よこせ ひろあき 横瀬 弘明 (昭和30年12月16日)	平成19年1月 日本E R I 株式会社入社、執行役員 平成20年4月 同社上級執行役員 平成21年8月 同社取締役(現任) 平成24年8月 株式会社E R I ソリューション代表 取締役社長(現任) 平成25年12月 当社取締役 現在に至る	5,200株
6	どうやま しゅんすけ 堂山 俊介 (昭和33年4月4日)	平成14年2月 日本E R I 株式会社入社 平成22年4月 同社執行役員 平成22年8月 同社取締役(現任) 平成25年12月 当社取締役 現在に至る	3,100株
7	ふかだ よしお 深田 良雄 (昭和22年6月25日)	平成19年7月 日本E R I 株式会社入社、執行役員 平成22年8月 同社取締役(現任) 平成25年12月 当社取締役 現在に至る	4,600株
8	このかわ かずお 此川 和夫 (昭和29年7月21日)	平成14年7月 日本E R I 株式会社入社 平成20年10月 同社執行役員 平成22年8月 同社上級執行役員 平成23年8月 同社取締役(現任) 平成24年4月 株式会社E R I アカデミー取締役(現 任) 平成25年12月 当社取締役人事グループ長 現在に至る	9,000株

候補者 番号	氏 名  (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
9	うちだ かずなり  内田 和成 (昭和26年10月31日)	昭和49年4月 日本航空株式会社入社 昭和60年1月 ポストンコンサルティンググループ入 社 平成12年6月 同社日本代表 平成18年3月 サントリー株式会社（現サントリー ホールディングス株式会社）社外監 査役 平成18年4月 早稲田大学大学院商学研究科教授 (現任) 平成19年4月 早稲田大学ビジネススクール教授 (現任) 平成24年2月 キューピー株式会社社外監査役 (現任) 平成24年6月 三井倉庫株式会社社外取締役（現任） 平成24年6月 ライフネット生命保険株式会社社外 取締役（現任） 平成24年8月 日本E R I 株式会社社外取締役 平成25年12月 当社社外取締役 現在に至る	0株

- (注)
- 各取締役候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。
  - 内田和成氏は、社外取締役候補者であります。
  - 同氏は、ポストンコンサルティンググループ日本代表を務められた他、企業経営者として高度の専門知識及び幅広い知見を有しているため、社外取締役として選任をお願いするものであります。
  - 同氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。本総会において同氏の選任が承認された場合は、当社は引き続き同氏を独立役員とする予定であります。
  - 内田和成氏の当社社外取締役就任期間は、本定時株主総会の締結の時をもって9ヶ月であります。
  - 同氏と当社との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、700万円又は法令が定める額のいずれか高い額としております。本総会において同氏の選任が承認された場合は、本契約は継続となります。
  - 所有する当社の株式数は平成26年5月31日現在のものです。

## 第2号議案 取締役及び監査役の報酬等の額の決定の件

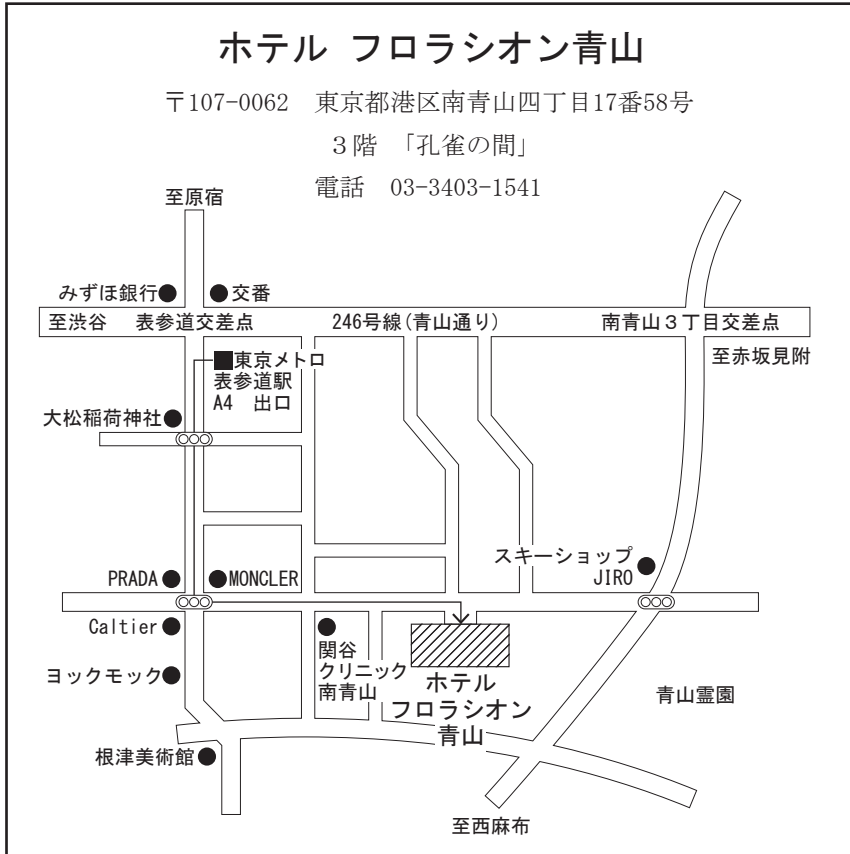
当社の取締役及び監査役の報酬等の額につきましては、当社定款附則第2条において、会社設立の日から最初の定時株主総会終結の時までの期間の取締役の報酬等の額は、総額金200百万円以内とし、監査役の報酬等の額は、総額金50百万円以内と定められており、本総会終結後の当社取締役及び監査役の報酬等の額につきましては、改めてご承認いただく必要がございます。

本総会終結後の当社取締役及び監査役の報酬等につきましては、第2期目となり通年でございますので、取締役の報酬等の額は年額400百万円以内(うち社外取締役分は年額30百万円以内)とし、監査役の報酬等の額は年額100百万円以内といたしたいと存じます。なお、それぞれの額につきましては、従来日本ERI株式会社で定めております額と同額でございます。また、取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分の給与は含まないものといたします。

現在の取締役は9名(うち社外取締役1名)、監査役は4名(うち社外監査役2名)ですが、第1号議案をご承認いただきますと、取締役は9名(うち社外取締役1名)となり、変更はありません。

以 上

# 株主総会会場ご案内図



## ●地下鉄をご利用の場合

東京メトロ表参道駅下車（A4出口より徒歩約6分）

A4出口を地上に上がり、左方向へ直進（約200m）、

2つ目の信号を左折し、さらに約200m直進していただくと、右手にございます。

※駐車台数に限りがございますので、なるべく最寄りの交通機関をご利用ください。